



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

近畿地方整備局 福井河川国道事務所 滋賀国道事務所	配布日時	平成30年7月6日 20時30分
資料配布		

件名	国道8号 通行規制について（第1報） ～通行止め開始のお知らせ～
----	-------------------------------------

概要	<p>国道8号の下記区間において、国道上面の県道飯浦大音線の土砂崩落に伴い、国道8号に土砂流出の恐れがあるため、19時15分より全面通行止めを実施いたしました。 ご理解とご協力をお願いします。</p> <p>■通行規制</p> <p>○規制内容 : 通行止め</p> <p>○規制区間 : 国道8号 滋賀県長浜市塩津地先 から 滋賀県長浜市木之本町大音地先 まで (延長約5.0km)</p> <p>○規制開始 : 7月6日(金) 19時15分から</p> <p>○解除予定 : 未定</p> <p>なお、通行止めを解除する場合には、別途お知らせします。</p>
----	---

配布場所	滋賀県政記者クラブ
------	-----------

問合せ先	国土交通省 近畿地方整備局 滋賀国道事務所 副所長 瀧本 義男 総括保全対策官 大國 喜郎 TEL 077-523-1741 (夜間も同様)
------	---

国道8号土砂崩落による通行止め位置図

